

令和3年10月21日

各高齢者施設・住まい } 管理者様
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

基本的対策徹底期間に係る協力をお願いについて

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨日、県は、リバウンド防止措置期間において実施してきた飲食店等に対する時短要請を10月25日から解除することとしました。

また、本県では首都圏1都3県で協調し、10月25日から11月30日までを、基本的対策徹底期間と位置づけ、基本的な感染防止対策を徹底することとしました。

つきましては、高齢者施設等においても感染防止対策の徹底及びサービス提供の継続について、引き続き【別紙1】のとおり対応をお願いします。

高齢者施設等従事者への定期的なPCR検査を実施していますので、まだお申し込みいただいていない事業者は【別紙1】を参照の上、お申し込みください。

なお、令和3年9月28日付で厚生労働省老健局高齢者支援課他から【別紙2】のとおり事務連絡がありました「感染防止対策の継続支援」につきましては、サービス別等に設定される補助上限や対象経費等の詳細、手続等については現時点で不明のため、追ってお示しします。

なお、経費の対象期間は令和3年10月1日から12月31日までとされています。厚生労働省から、介護保険サービス事業所においては、まずは感染防止対策の継続に係る領収書を保存いただくよう連絡がありましたので周知します。

【別添】

- 1 知事メッセージ
- 2 「第46回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料」

(別紙1、別紙2、別添の掲載場所)

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ (内線 4851)

保健・居住施設グループ (内線 4856)

在宅サービスグループ (内線 4840)